

平成 21 年 9 月 30 日

文化庁著作権課 御中

「障害者関係権利制限規定（著作権法第 37 条第 3 項及び第 37 条の 2）の適用が認められる主体を定める政令案について」の照会に関する意見書

社団法人 日本書籍出版協会
理事長 小峰 紀雄

【意見】

今回の改正では、録音図書を作成し障害者に提供できる主体が公共図書館等にも拡大されることとなったのに加え、障害者の範囲についても「視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者」に拡大されました。

社会的に読書環境の整備が行われ、障害者にも読書の機会が確保されることについては、何ら異存があるものではありませんが、本来著作権者の許諾を得て行われるべき著作物の複製あるいは翻案を許諾無しに行うことができる範囲が拡大することであり、立法趣旨を満たす範囲での利用が過不足なく行われるような条件設定が必要であると考えます。

特に上記の通り、利益を享受できる障害者の範囲が拡大したことに対処するためには、適用が認められる施設において、利用者からの求めが法に認められる範囲であるか否かを的確に判断できることが重要になってきます。

これ自体は、政令で定める内容ではなく、法そのものの解釈によるところであり、これについては現在、図書館側と権利者側との協議機関である、「図書館における著作物の利用に関する当事者協議会」においてガイドラインの作成に着手したところです。

このガイドラインを参考にしつつ、的確な法解釈を行うことができる施設に限って、今回の障害者関係権利制限規定の適用が認められる主体として、指定されるべきであると考えます。

検討の対象とされている事業者のうちで、上記の条件を満たすことができると思われる施設としては以下があげられます。

- ・ 現行著作権法施行令で指定されている施設
- ・ 国立国会図書館
- ・ 図書館法第 2 条第 1 項の図書館のうち、地方公共団体が設置する公共図書館
- ・ 学校教育法第 1 条の大学又は高等専門学校に設置される図書館又はこれに類する施設
- ・ 学校図書館法第 2 条の図書館

図書館法第 2 条第 1 項の図書館から、地方公共団体が設置する公共図書館以外を除外した理由は次の通りです。

先の公益法人制度改革によって一般社団法人および一般財団法人は従前より容易に設立することが可能になりました。このような一般社団法人および一般財団法人の設立はその設立母体が企業あるいは企業が属する同業者団体であっても一定の要件さえ整えれば可能であり、状況によっては個人あるいは個人の集団であっても一定の目的の範囲内において設立が可能です。これらの団体が設置した「図書館」の中には趣味で集めた雑誌等を権利者の許諾を得ずに複製することを目的としたものもあり、司書が不在であったり、著作権法制度や上述のガイドラインの理解・解釈が必ずしも十分ではないことが容易に想像されます。その場合、障害者の範囲が拡大解釈され、法の精神、ガイドラインの目的範囲を逸脱して安易に複製が行われることによって権利者の利益が不当に侵害される可能性も否定できません。こういった実例が存在する中で、安易な形で設立された一般社団法人や一般財団法人が図書館を設置し、それらが包括的に「図書館」とされることについては大きな危惧を抱かざるを得ません。

仮に、公共図書館以外で、障害者関係規定の適用を認めることがふさわしい施設があれば、文化庁長官の指定によって、適用を受ける施設として個別に認めることが適当であると考えます。

以 上